

# 新たに公開された『観光資源台帳』について

－観光資源論の視点から－

On the newly disclosed “Standard Register of Japanese Tourism Resources”

－ from the view point of the theory of tourist attractions －

上田 卓爾\*

UEDA Takuji

**要約** 観光資源論の始まりが第二次大戦後であるとする説があるが、これは誤りで、戦前の観光行政の実務担当者であった井上萬壽蔵はすでに昭和11(1936)年に「観光資源論序説」を著している。また、昭和14(1939)年には国際観光局により『観光資源資料』も発行され、2,739件もの観光資源が収録されている。(個々の観光資源は同時期に発行された鐵道省の『日本案内記』に詳説されている。)これらと本年公開された『観光資源台帳』を比較してみると、観光資源の定義の違い、観光資源の分類や内容に大きな違いがあることが判明した。さらに本年公開された『観光資源台帳』は旧版を大幅に改訂したものであるが、ランク分けの方法、新規の種別、および各資源の表記法において多くの問題点が見出された。その原因は井上の「観光資源論序説」のような観光資源論的考察が不足していることによるものではないかと考えられる。

**キーワード**：『観光資源台帳』(Standard Register of Japanese Tourism Resources)、「観光資源論序説」(An Introduction of the Theory of Tourist Attractions)、『観光資源資料』(Tourist Attractions Data)、『日本案内記』(An Official Guide-book to Japan)

## 1. はじめに

いくつかの大学で観光学を講義してきたが、その際その地方の観光資源について言及したところ、学生たちがほとんど知識を持たないか、興味を示さないことに驚かされた。そのデータを示すために『美しき日本』(1999)を使用したのが、観光資源のランク付けや選定方法について極めて問題点があると感じられた。しかしながらその基となる『観光資源台帳』については国会図書館にも蔵書がなく、研究のための詳細なデータを得ることが困難で疑問を解決するまでに至らなかった。本年(2017年)7月に至り、公益財団法人日本交通公社(以下、交通公社と略)から同台帳のデータが公開され、網羅されているわけではないが(S、A、B、CのうちCを除く)ようやくデータベースとして活用できることになった。ところで、交通公社では観光資源の評価に関する研究を昭和43(1968)年から開始されたものであるとしているが、すでに戦前に国際観光局の雑誌『国際観光』に掲載された井上萬壽蔵の「観光資源論序説」や国際観光局による『観光資源資料』など観光資源に関するいくつかの優れた成果が公表されているのである。

## 2. 先行研究とその問題点：看過された井上萬壽蔵の「観光資源論序説」

観光資源論の先行研究としてはCiNiiでは4本の論文が見られる。ここでは比較的容易に参照できる2本の論文を取り上げたい。1本目は1999年版及び2014年版で観光資源評価委員会委員として、『観光資源台帳』に深く関わる溝尾良隆の「観光資源論－観光対象と資源分類に関する研究」<sup>(1)</sup>であり、2本目は独自の観光論を展開する寺前秀一の「観光資源論の再構築と観光学研究の将来」<sup>(2)</sup>である。ともに優れた研究ではあるが、惜しむらくは先行研究である井上萬壽蔵の資料選定を誤っていることである。井上萬壽蔵は戦前の国際観光局で庶務課長を務め、戦後は国際観光における戦前の知見の啓蒙に尽力した人物であるが、溝尾は「一般の読書

\*ホリスティックライフ研究所

人の肩のこらない読みものであり、できれば高校生の副読本としても役立つほしい。」と井上が「あとがき」で述べる『観光教室』（朝日新聞社、1957）を、寺前は「国際観光年に当たり、特に青少年指導の任にある方々のために執筆する」と井上が「筆者のことば」で述べる『観光と観光事業』（財団法人国際観光年記念行事協力会、1967）を参考文献としている。しかし、これらは著者の述べるとおり啓蒙書に過ぎず、井上の著作であるならば同じ啓蒙書でもせめて『観光讀本』（無何有書房、1940）は参照してほしいところであるし、観光資源論の原典である「観光資源論序説」（『国際観光』4巻2号・3号、1936）にたどり着いてほしかった。それは両著ともに次の観光資源分類表（表-1）があることによる。

表-1 「観光資源論序説」における観光資源分類（井上原著より上田作成）

無意識的資源	自然資源	無形		氣候（例、避暑、避寒、轉地等）
		有形	地形	山岳、丘陵、平原、海岸、島嶼、河川、湖沼、溪谷、瀑布其他（例、登山、ハイキング、水浴、川下り等）
			地質	火山、間歇泉等
			天象	（例、月見、オオロラ、蜃氣樓等の観賞）
			気象	雪、霧氷、氷等（例、スキイ、スケイト等）
			温泉	（例、入浴、飲泉等）
		(生物)	植物	（例、花見、摘草、紅葉、七草、茸狩、栗拾ヒ、薯掘り、高山植物観賞等）
			動物	（例、潮干狩、釣魚、狩獵、螢狩、蟲ノ聲等）
	文化資源	無形	精神現象	人情、人氣、信仰（例、巡禮、遍路等）
			言語現象	方言、傳説
		有形	史蹟	古蹟、貝塚、古戰場其他
			風俗	衣、食、住
			行事	祭事其他スポーツ等
			建築	
			美術	
			社寺	
			庭園	
			産業	
意識的資源	文化資源又ハ	無形		サアビス、民謠等
	綜合資源	有形		クウアハウス、カジノ、娯樂場、遊園地、國立公園等

さらに、この分類表に到達するまでの井上の記述が観光資源の性格を非常によく表している。すなわち、観光資源の性格について、

「観光資源といふものは、観光現象（筆者注：今日のいわゆる観光行動か）の一要素なりといへよう。それ故、観光資源がなければ観光現象といふものは成立し得ないのである。（中略）吾々の觀念によれば、観光資源といふものは頗る廣汎なものであつて、この點は後に観光資源の分類を説く場合に、さらに精しく述べる考へである。（中略）観光事業（筆者注：国・地方公共団体による観光活動）と観光資源との關係は、如何なるものかといふに、主なるものは次の如くである。

- 1 観光資源の發見（中略）例へば前人未到の景勝地を新に發見して開拓したり、名もなき郊野を捨て難き魅力として再認識したりするのがそれである。
- 2 観光資源の工作 これは人爲的に新しい観光資源を造る事である。ヨオロッパのゲルマン系統の國に於けるクウアハウスやラテン諸國に於けるカジノの如きは、その例である。國立公園を設定するが如きも或る意味に於て観光資源の工作といへるであらう。（中略）
- 3 観光資源の開發（中略）消極的開發、（中略）風致林や（中略）國寶として國家が特に保護を加へてゐる類も之である。積極的開發は即ち観光資源の美化、完成、助長等に分れる。（中略）

4 観光資源の宣伝 (中略) 観光事業の中心をなすものである。あるが儘の観光資源を發見し、又は (中略) 新たにつくり出し、且つ之等を眞善美化する事に努めるだけでは、観光事業は十分であるとはいへない。(後略)<sup>(3)</sup>と述べ、次に観光資源の分類について、

「(前略) 観光資源を大別して次の二としたい。

(イ) 無意識的資源

(ロ) 意識的資源

(中略) 工作せられたる観光資源は意識的に即ち人爲的に形成されたものとして、こゝに云ふ意識的資源に該当するものと見るのである。(中略)『尾張名古屋は城で持つ』といふその名古屋城が観光資源であることは今日何人も疑ふものはないが、之を工作した加藤清正初め二十二諸侯の意圖は決して観光資源を作らうと思つたのではなく、徳川家康の第九子義直の居城を造る意識の上にしか立ってゐなかつた。だから、名古屋城が観光資源となるのは無意識的關係であり、従つて名古屋城は無意識的資源であるといふのである。(中略) 神社、佛寺の如きも (中略) 信仰によって集まる人々を目標として建造したものであり、純粹の観光を目標としたものではないからやはり無意識的観光資源といふべきである。(中略) 有名な小金井の櫻は元文年間地元の川崎平右衛門といふ者が幕府の許可を得て諸所の櫻樹を移植したのでであると傳へられてゐる。この場合の植樹は一應観光資源としての意識的工作であるかに見えるが、傳説によると玉川上水の兩岸に沿つて櫻を植ゑた眞意は、花見によって都人士をこの地に誘引し當時の市民の飲料水の淵源をまのあたりに見せて、その有難味を知らしめようといふ寧ろ教育的啓蒙の目的であつたやうである。さすれば之亦嚴密な意味で意識的資源に入るかどうか疑はしい。或は意識的資源と無意識的資源との中間に位するものと云つてもよいであらう。(中略) 本來観光目的の意圖の下に工作せられたるもの以外に於て、天地百般のものが、少しく意を潜めて考察すれば概ね何等かの意味に於て観光資源たり得るものといつてもよい位である。之を發見し更に之を開発するところに観光事業の重要な内容があると云ふべきである。』<sup>(4)</sup>と述べている。

自然・文化資源という分類の前に無意識的・意識的という区分を設けていることは観光資源の成立について示唆に富むフレキシブルな考え方であり、観光資源の本質をついていると言える。これを『観光資源台帳』の定義と比較してみたい。

1999年の『美しき日本』では、

「目で見ることによって美しさや偉大さなどを感じるこののできるもので、観光対象、観光素材という場合もあります。観光旅行の対象となる観光資源は、自然や人間が長い時間をかけて創り出した、現在のお金や技術で簡単につくりだすことができない文字通り国の“光”です。そして観光資源は、それぞれに『固有性』や『独自性』があり、他に『代替』がきかないものです。優れた観光資源の価値はいつの時代にも変わることはありません。」<sup>(5)</sup> (下線部筆者)としており、観光目的のために新たに観光資源が作られることを明確に否定している。また、価値が変わらない、ということは一度ランク付けされた観光資源のランクも変わらないように読み取れる。ついでながら「国の“光”」の解釈は誤りである。

本年公開の『観光資源台帳』では、

「観光資源とは、人々の観光活動のために利用可能なものであり、観光活動がもたらす感動の源泉となり得るもの、人々を誘引する源泉となり得るもののうち、観光活動の対象として認識されているものである。

観光活動とは、見ることや、その場に身を置くこと、体験することにより、感性や知性を通して観光資源の『素晴らしさ』を感じることで、人生が豊かなものになり、人間的な成長を促される行為である。

魅力ある観光資源とは、自然や人間が長い時間をかけて創り出したものであり、現在のお金や技術で容易に創り出すことができない『固有性』や『土着性』、『独自性』を持ち、他に『代替』がきかないものである。」<sup>(6)</sup> (下線部筆者)としていて、やはり観光目的のために新たに観光資源が作られることを明確に否定しているのである。1999年の『美しき日本』と異なり、「優れた観光資源の価値はいつの時代にも変わることはない。」との表記がないのは、大幅にランク付けを変更したことの反映であろうか。

「観光資源論序説」と「『観光資源台帳』を比較すると、後者は集積されたデータのみを金科玉条とし、前者

が提唱する新たな観光資源の発見・工作にはまったく考えが及んでいない。今後 IR（統合リゾート）が実現した場合も一定期間の経過を待たねば、伝統のない博奕場が新設されただけ、という扱いをするのであろうか。

井上が戦前に著した啓蒙書『観光讀本』では観光資源について前掲「観光資源論序説」とはやや異なる表現がされている。「なほ観光客を引きよせる魅力はかならずしも景色ばかりではない、史蹟・温泉・社寺・風俗・行事など自然・文化のありとあらゆる方面にわたって澤山にあるが、これらをわれわれは観光資源と名づけるのである。」<sup>(7)</sup>と景観重視の風潮を戒めており、特に温泉・風俗を観光資源と看做しているところに『観光資源台帳』には見られない先見性が感じられる。また、観光資源分類表においては「観光資源論序説」とほとんど同じと言ってよいが、一部変更点が見られる。気候の「轉地」が「健康地」となり、「轉地」は「温泉」に含められた。文化資源の有形の中に「都邑・部落」が追加、「建築」・「美術」・「社寺」の説明として（國寶・重要美術・展覧會）が、「産業」の説明に（商店・工場・見本市・博覽會）が、意識的資源の有形に「博物館」が追加されている。<sup>(8)</sup>

### 3. 戦前の観光資源の集大成、『観光資源資料』と『日本案内記』（図-1）

昭和 14（1939）年 8 月に発行された『観光資源資料』<sup>(9)</sup>は観光資源 2,739 件を収録しているが、その分類は表-2 のとおりである。

表-2 『観光資源資料』における観光資源分類（國際觀光局資料から上田作成）

第一部	観光地	第一 景観		
			(1) 山岳	90 箇所
			(2) 高原	21
			(3) 平原	9
			(4) 溪谷	47
			(5) 瀑布	25
			(6) 河川	12
			(7) 湖沼	31
			(8) 海浜	83
			(9) 其ノ他	41
		第二 温泉		232
		第三 傳説地		147 (計 738)
第二部	観光目的物			
		第一 古蹟		395
		第二 古碑		158
		第三 社寺		598
		第四 建築物		52
		第五 庭園		60
		第六 動物、植物		207 (計 1470)
第三部	準観光目的物			
		第一 民俗		22
		第二 行事		235
		第三 民謡		93
		第四 民藝		108
		第五 民踊		73 (計 531)
				(総計 2739)

これは井上が國際觀光局在籍中<sup>(10)</sup>の出版物であるが、網掛け部分のみが井上と同じで、井上の観光資源論の分類を完全に踏襲したとは言えないものである。井上との違いは表-3 のようになっている。

表-3 『観光資源資料』と『観光資源論序説』における観光資源分類の違い

『観光資源資料』	『観光資源論序説』
第一部観光地 第一 景観 (2) 高原	丘陵
同 (8) 海浜	海岸・島嶼
第二部観光目的物 第二 古碑	記載なし (古蹟に含めるか)
同 第六 動物・植物	自然資源に分類
第三部観光目的物	無意識的資源 文化資源 有形
同 第三 民謡	意識的資源 無形
同 第四 民藝 <sup>(11)</sup>	記載なし
同 第五 民踊	記載なし

この観光資源を選定したのは国際観光局ではない可能性がある。それは各観光資源がエリア別、すなわち札幌・仙台・新潟・東京・名古屋・大阪・広島・門司の各鉄道局ごとに分類されているからである。記載された項目は各観光資源の名称・所在地・梗概であるが、梗概はほとんど記述されていない。個々の観光資源の詳細が記されているのは鉄道省発行の『日本案内記』である。『日本案内記』は昭和4(1929)年から刊行されたもので、東北編(昭和4年)、関東編(昭和5年)、中部編(昭和6年)、近畿編上(昭和7年)下(昭和8年)、中国四国編(昭和9年)、九州編(昭和10年)、北海道編(昭和11年)の順に刊行されている。その分類は、表-4のとおりである。

表-4 『日本案内記』における観光資源分類とその内訳(東北編による)

地形、地質	山岳、高原、平原、溪谷、瀑布、河川、湖沼、海浜、島嶼
気候	測候所別毎月平均気温、降水量、降水日数
動、植物	個々の動植物だけでなく動物相、植物相まで記述
風俗	衣食住、年中行事およびアクセス駅名
方言	発音の特性、民謡にある言葉の紹介を含む
産業	農林水産業現況、特産品も紹介
有史前の遺蹟及遺物	貝塚・遺物包含地の紹介、日本人起源説までも紹介
沿革及史蹟	当該地域の古代から明治までの日本史
神社	神社建築様式までも図入りで説明
寺院	屋根構造、枅組までも図入りで説明
仏像と仏画	国宝等の紹介及び地方の特色を紹介
学術上の施設	旧藩校、学者、明治以降の学術施設を紹介
名勝と温泉	名勝、海水浴場、温泉、登山・スキー場まで紹介

この分類はもちろん編集方針に則ったものであろうが、各編にほぼ共通したもので、昭和11年の『観光資源論序説』とも昭和14年の『観光資源資料』の分類とも異なるものである。詳細については別途研究報告をすることとするが、数十葉の写真、地図を掲載し、詳しい旅行日程のモデルルートも紹介している。これら各表(1, 2, 4)を成立時期からみると、大正3(1914)年に鉄道院が発行した *AN OFFICIAL GUIDE TO EASTERN ASIA*、いわゆる『東亜英文旅行案内』の改訂版 *AN OFFICIAL GUIDE TO JAPAN* が鉄道省から発行されたのが昭和8(1933)年であり<sup>(12)</sup>、この時期はまだ太平洋戦争に突入する前で、観光資源に対する関心が非常に高かったと推定されるのである。国際観光局としては『観光資源資料』により観光資源の集大成を期しつつも、井上の観光資源論の理論に基づいた整理をすることが困難であったため、既存のデータとの妥協の産物を作成したのではないかと推定される。奥附もなく、謄写版で作成されており、内部資料であった可能性もあるが、現存する戦前の観光資源のデータベースであることは間違いないので参考文献として採用した。



図-1 『観光資源資料』と『日本案内記』

#### 4. 『観光資源台帳』の観光資源分類の変遷

(公財)日本交通公社により『観光資源台帳』が一般公開されたのは前述のように本(2017)年7月20日である。2014年度に特A級、A級についての作業が終了し、成果を「美しき日本—旅の風光」として発刊しているため、2016年度までB級の整理作業は継続していることは承知しつつも、便宜上2014年版と称する。それ以前の分類については1974年版については前掲2.の溝尾論文、1999年版については『美しき日本』を資料として作成した。

表-5 『観光資源台帳』の観光資源分類

	1974年版分類	1999年版分類	2014年版分類
自然資源	1. 山岳	1. 山岳	1. 山岳
	2. 高原	2. 高原	2. 高原・湿原・原野
	3. 原野	3. 原野	
	4. 湿原	4. 湿原	
	5. 湖沼	5. 湖沼	3. 湖沼
	6. 峡谷	6. 峡谷	4. 河川・峡谷
	7. 滝	7. 滝	5. 滝
	8. 河川	8. 河川	
	9. 海岸	9. 海岸	6. 海岸・岬
	10. 岬	10. 岬	
	11. 島嶼	11. 島	
	12. 岩石	12. 岩石・洞窟	7. 岩石・洞窟
	13. 動物	13. 動物	8. 動物
	14. 植物	14. 植物	9. 植物
	15. 自然現象	15. 自然現象	10. 自然現象
人文資源	I 1. 史跡	1. 史跡	11. 史跡
	2. 社寺	2. 社寺	12. 神社・寺院・教会
	3. 城跡・城郭	3. 城跡・城郭	13. 城跡・城郭・宮殿
	4. 歴史景観	4. 庭園・公園	14. 集落・街
	5. 郷土景観	5. 歴史景観	15. 郷土景観
	6. 年中行事	6. 地域景観	16. 庭園・公園
	7. 碑・像	7. 年中行事	17. 建造物
	8. 庭園・公園	8. 歴史的建造物	18. 年中行事
	II 1. 橋		
	2. 近代公園		
	3. 建造物(都市建造物、産業観光施設)	9. 現代建造物	
	4. 観覧施設I(動物園、植物園)		19. 動植物園・水族館
	5. 観覧施設II(博物館、美術館)	10. 博物館・美術館	20. 博物館・美術館
	6. 観覧施設III(水族館)		
			21. テーマ公園・テーマ施設
			22. 温泉
			23. 食
			24. 芸能・興行・イベント

1974年版と1999年版の間にはほとんど差が認められない。わずかに、1999年版では碑・像、動物園、植物園、水族館がなくなっている程度である。2014年版では1999年版の高原、湿原、原野が2. 高原・湿原・原野に、河川、峡谷も4. 河川・峡谷に、海岸、岬も6. 海岸・岬にして項目を減らし、歴史的建造物と現代建造物を17. 建造物とし、1999年版でなくなった動物園、植物園、水族館を19. 動植物園・水族館として復活させ、新たに21. テーマ公園・テーマ施設、22. 温泉、23. 食、24. 芸能・興行・イベントを加えている。

## 5. 『観光資源台帳』の構成と問題点

ここでは、2014年版の『観光資源台帳』（以下、2014年版と略す。1999年については『観光資源台帳』が公開されていないため同年発行の『美しき日本』を1999年版と略して使用する。）について問題点を指摘するが、1999年版についても問題点がなかったわけではなく、たとえば沖縄の珊瑚礁を「植物」に分類するというミス<sup>(13)</sup>があった。

### (1) ランク分けについて

2014年版では、1999年版と同様、日本各地の観光資源をS（特A級資源）、A（A級資源）、B（特別地域観光資源）に分類している。S、A、Bの呼称は1999年版も2014年版も変わらないが、1999年版でB級を「地方スケールの誘致力を持ち地方のイメージ構成の基調となりうるもの」<sup>(14)</sup>としたのを2014年版では「その土地のアイデンティティを示すもの。その土地を訪れた際にはぜひ立ち寄りたいたいもの。また、その地方に住んでいる方であれば一度は訪れたいもの。」<sup>(15)</sup>と表現を変え、「際立った個性を持ち、特定の興味を持った人を深く感動させるものも多く存在する。」<sup>(15)</sup>ために「ふさわしい表現」<sup>(15)</sup>として「特別な地域観光資源、特別地域観光資源」<sup>(15)</sup>としている。しかし、これは実に不明確な表現であって、「特別」=Specialを連想させやすいし、「『特別』地域観光資源」とした命名者の意図とは異なり「『特別地域』観光資源」とも読めるために、A級資源との間で無駄な混乱が生じる原因となる可能性が高い。むしろ露骨にA級との差を示した1999年版の表現を踏襲した方が良かったのではなかろうか。

さらに、「評価の視点の拡充」として、「従来の『美しさ』『大きさ』『静けさ』『古さ』『珍しさ』『地方色』の六つに加え、観光活動の多様化や観光市場のグローバル化に伴い『日本らしさ』『住民とのつながりの深さ』を加えた」<sup>(16)</sup>としているが、グローバル化を標榜するのであれば日本の世界遺産の中で、1999年版でSであった白神山地がAに格下げされ、2000年登録の琉球王国のグスクがA、2005年登録の知床がA、特に2007年登録の石見銀山遺跡がBにランクされているのをどう説明するのであろうか。

### (2) 資源種別について

新たな種別として21. 「テーマ公園・テーマ施設」、22. 「温泉」、23. 「食」、24. 「芸能・興行・イベント」が加えられたが、それについていくつかの問題点を指摘しておきたい。

21. 「テーマ公園・テーマ施設」という珍妙な造語についてであるが、1999年版でも「テーマパーク」は使用されており、「テーマパーク」が国語辞典・百科事典類および日本標準産業分類にも収録され人口に膾炙している今日、あえて「テーマ公園」という造語を用いて新たな資源種別とする理由がわからない。さらに新たに評価対象とした点については、「これまで人の手で作り出せるものであるとして評価対象としてこなかった。」<sup>(17)</sup>と述べているが、これは経緯を正確に述べていない。1999年版で観光資源評価委員会の委員長であった鈴木忠義は東京ディズニーランドについて「今回はこのような興行を目的としている施設は観光資源の対象からはずしました。お金と時間があれば、創り出すことができますから。」<sup>(18)</sup>（下線筆者）としていたのであって、それを、2014年版では「開業から一定程度の年数が経過しているもの、普遍的または特徴的なテーマ性を有し、それらが統一的に表現されているもの、それを深く感じるができるものについては、評価対象とすることとした。」とするのは、1999年の段階で東京ディズニーランドが開業後16年を経過しており、開業初年度を除き常に1千万人の外国人を含む入場者があったにもかかわらず評価対象から外したことの説明になっていない。鈴木発言（言い換えれば当時の観光資源評価委員会の総意）は新たな観光資源についての偏見であったとしか言いようがない。

前述 2. のように、すでに昭和 11 (1936) 年に井上萬壽蔵が発表した「観光資源論序説」<sup>(19)</sup>では観光資源をまず無意識的資源と意識的資源に大別しており、意識的資源の有形資源として、『クアハウス、カジノ、娯楽場、遊園地、国立公園等』を挙げている。これは井上独自の説ではなく、国立公園については、帝国議会においてもその設定の目的として「國民ノ保健休養乃至教化ニ資シ、延イテ外客誘致ニモ役立タシタイ」<sup>(20)</sup>としていたのである。これがすなわち井上の説く「観光資源の開発」<sup>(21)</sup>であって『観光資源台帳』には、根本的にこの思考が欠如していると言える。

22. 「温泉」23. 「食」については、「これまでは『見る』観光資源ではなかったこともあり、評価対象としてこなかった。しかし『入浴する』『食べる』などの体験は、その場所でしか果たすことのできない、地域性に触れる観光行為であり、『温泉』『食』は誘因力を発揮する観光資源であることから評価対象に加えた。」<sup>(22)</sup>とするが、

22. 「温泉」が観光資源であることは前述の井上萬壽蔵の記述ばかりでなく国際観光局発行の『観光資源資料』<sup>(23)</sup>に 2014 年版の S・A・B 計 107 件の 2 倍以上にあたる 232 件が記載されていることから明白であり、1999 年以前の『観光資源台帳』がいかに景観に偏重していたかを示すものである。

23. 「食」(S 2 件、A 19 件、B 98 件、計 119 件) については 2007 年に農林水産省が選定した「農山漁村の郷土料理百選」(99 品) (付「御当地人気料理特選」23 品) があるが (以下「百選」、「特選」と略す)、当該「百選」、「特選」を参考にした様子はまったく見られない。それは、「百選」中 S は該当 0 件、A は 10 件、B は 32 件、「特選」中 B が 9 件となっていること、さらには「百選」(各都道府県 2~3 件が選定されている) に選定された郷土料理等が 1 件も選定されていないのが 13 都府県もあることから伺えるのである。当該「百選」・「特選」にはいわゆる「B-1 グランプリ」10 件中 4 件も含まれており、農林水産省が選定したからといって客観性に乏しいものとは思われない。単なる各地の料理の羅列ではなく、こうした既成概念を覆す選定結果となった根拠を示す必要があるのではないかと。特に 2 件の S の 1 件として選定された「寿司」について A、B を見ると、A は該当なし、B に富山「鱒寿司」、滋賀「ふな寿司」、奈良「柿の葉寿司」、和歌山「新宮のめはりずし」、岡山「ままかり寿司」、山口「岩国寿司」と 6 件あるが「農山漁村の郷土料理百選」中 14 件ある「寿司」中 8 件が漏れており、この選定が日本の寿司文化を考慮したものとはとても考えられない。さらに、「食」の中で「酒」が出ているのはただ 1 か所「札幌のビール園のビールとジンギスカン」だけであって、日本酒その他の酒類は一切選定されていないのはどうしたことか。観光市場のグローバル化を標榜するのであれば、日本食に合わせる酒類がビールのみでは日本人としてあまりに情けない。ミシュラン・グリーンガイド (以下ミシュランと略す) も Sake および awamori が紹介されているし、ロンリープラネットでは見学・試飲などのできる日本酒の蔵が 5 か所、吟醸酒・純米酒などの説明が 2 ページにわたって書かれている。それが『観光資源台帳』にまったく記載されていないというのでは、インバウンド・ツーリストにどう説明するのだろうか。巷間日本酒離れが言われているが『観光資源台帳』がそれに歯止めをかけるどころか拍車をかけていることでは困る。個人的な好き嫌いは抜きにして、観光資源評価委員も専門委員ももっと日本の食文化に目を向けるべきではないか。

24. 「芸能・興行・イベント」は芸能、スポーツ、ギャンブル、年中行事、民謡と民謡大会など雑多なものをひとまとめにした感のある分類で、雑というよりむしろ乱暴な分類と言える。まず、なぜ S ランクが歌舞伎と大相撲だけなのか疑問がある。同じ歌舞伎でも S 1 件、A 3 件、B 6 件と歌舞伎そのものよりは公演場所で選定されているように思われる。同様に、能・狂言は S 0 件、A 1 件、B 14 件で能楽堂の選定かと思わせる。むしろ A 2 件の文楽のほうがすっきりしている。しかし、同じユネスコ無形文化遺産に選定されている雅楽は 0 件となっているのはどういうわけか。能は能楽堂における能・狂言としているのであるが、喜多能楽堂が洩れている。能は観世・宝生・金春・金剛・喜多の五流、狂言は大蔵・和泉の二流があることを示して初めて観光資源と言えるのではないかと。さらに大相撲は開催場所にこだわって年 6 場所のうち国技<sup>(24)</sup>館だけで開催される 3 場所しか取り上げていないが、これでは昭和 14 年の『観光資源資料』<sup>(25)</sup>と変わらない。大阪・名古屋・九州場所もいずれも本場所であって、これが B (特別地域観光資源) ランクにも含まれていないので



は本場所がCランクになるということだろうか。高校野球も全国高等学校野球選手権大会（夏の甲子園）だけを選定し、選抜高等学校野球大会はBですらない、ということはこれもC級以下の扱いで昭和14年の『観光資源資料』<sup>(26)</sup>以下の扱いということであろうか。「内容だけでなく場所の必然性も重視し、場所と演目とを合わせた資源」<sup>(27)</sup>という定義と矛盾しているのではないか。同じ球技でも高校選手権大会の回数が多いラグビーでなくサッカーが選定される理由がこれまた不明である。駅伝競走は箱根駅伝が確かに有名ではあるが、関東エリアの男子選手だけのものであって、日本を発祥とする駅伝ならば男女とも全国レベルで行われる高校駅伝がまったく無視されているのは理解に苦しむ。高校野球ほど人気は高くないにしてもプロ野球が「沖縄のプロ野球キャンプ地」(Bランク)でひとくりにされているのはスポーツとして認定されていないということであろうか。また、宮崎県には2017年度セントラルリーグ2球団、パシフィックリーグ3球団<sup>(28)</sup>の1軍がキャンプを張ったのであるが、ほぼ半数に近い球団であるにもかかわらずなぜ沖縄だけが選定されているのか。ギャンブルである競馬は興行に該当するものと思われるが、帯広で開催されるばんえい競馬は地方競馬であって、中央競馬であるいわゆるGIレースが26件中中山競馬場(千葉)の有馬記念、東京競馬場の東京優駿<sup>(29)</sup>、京都競馬場の菊花賞の3件しか選定されていない。大相撲と異なり、地方色を出すというのならなぜ阪神競馬場・中京競馬場が選定されていないのか。権威づけをするならば春秋の天皇賞は不可欠であるが、たかがギャンブルであるということは無視したのであるか。同じギャンブルならば日本独特の競艇は早くから説明が英語・簡体字・繁体字・韓国語の4言語対応<sup>(30)</sup>となっており、英語のみの競馬と比較してまさに観光のグローバル化に対応したものといえるが、Bランクにも含まれていない。これもCランク以下の評価であろうか。年中行事は表-5中18.年中行事としてその定義には「社寺や市町村あるいは各種団体が開催日を決めて定例的に催す祭りや伝統行事」<sup>(31)</sup>とあるが、イベントについては定義がない。有田陶器市(Bランク)は当然年中行事に含まれるものであるし、各地の闘牛(久慈市、長岡市、隠岐の島町、宇和島市、徳之島町、うるま市)も年中行事に含めていけない理由が見当たらない。舞踊として選定されたアイヌ古式舞踊は市町村名が釧路市となっているが、文化財データベース<sup>(32)</sup>によれば釧路市単独ではなく、札幌市、千歳市、旭川市、白老郡白老町、勇払郡むかわ町、沙流郡平取町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、日高郡新ひだか町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、帯広市、川上郡弟子屈町及び白糠郡白糠町が含まれている。全地域を併記できなければそれなりの表記方法は考えてもよいのではないか。民謡・民謡大会の類は民謡だけでは皆野町の秩父音頭、飯塚市の炭坑節、安来市の安来節の3件、民謡大会等の「イベント」は江差追分全国大会、津軽三味線日本一決定戦、相馬民謡全国大会、磯節全国大会、五木の子守唄祭となっているが、『観光資源資料』では「民謡」として93件<sup>(33)</sup>記載されている。これだけでもまだ不足だと思われるのにわずか3件では観光資源の価値があるのであるか。さらに、民謡があって初めて成立する全国大会であるのに、イベントとして全国大会だけを独立させているのは観光資源分類としては不適格であろう。別々に分類すべきと思われる。

### (3) 表記上の問題点について

各項目について言えることであるが、原則北から南にかけて順に表記しているのに、項目の後半以降では鹿児島県の後に岩手県の表記があったり、おそらく後から付け加えたものと思われるが整序がされていなくて非常に読みづらい。こんな整序は初歩のプログラミングで解決できるはず。

1. 山岳のSランクに阿蘇山があるが、市町村名に「高森町」とのみ記されているのは不適當。阿蘇地域は行政区分上、阿蘇市、阿蘇郡南小国町、同小国町、同産山村、同高森町、同西原村、同南阿蘇村が含まれている。観光資源台帳にしては地理的感覚が欠如しているのではないか。
4. 河川・峡谷についてはたとえばAランクに北上川とあり、Bランクに北上川(下流)としているが意味不明である。定義には「同一河川であっても、上流と中流・下流で、それぞれ観光的に異なる魅力がある場合は別資源」<sup>(34)</sup>としているがAランクの北上川はどこを指すのか。また、定義で示されているにもかかわらず富士川(静岡・山梨県境周辺)であったり、千曲川(飯山周辺)・千曲川(小諸周辺)、梓川(沢渡周辺)・梓川(上高地)、球磨川(人吉付近)、木曾川(日本ライン)と表記されているのは統一性を欠く。
6. 海岸・岬では、「『島』については、観光地としての評価になっていたため種別を廃止し、島内にある個別

資源を評価対象とした。」<sup>(35)</sup>というが、B ランクの青海島、水納島、津堅島、柏島、沖ノ島（高知県）、沖ノ島（福岡県）はどこを個別資源に選んだのか不明である。さらに宮古島市の「通り池」が選ばれているがこれは下地島の海岸からやや離れた所に位置し、海岸とはみなせない。

7. 岩石・洞窟では B ランクに見附島（珠洲市）があるが、周囲は 400 m あり、満潮時に 100 m 以上の海岸線を有する<sup>(36)</sup>ことから岩石ではなく、島とみなすべきである。感覚で選定するのではなく、説明のできる選定が望まれる。

8. 動物では A ランクに釧路湿原のタンチョウヅルとあるが誤りで、和名はタンチョウである。1999 年版でも誤っていた。B ランクに小笠原のアオウミガメの産卵とあるが、産卵だけが観光資源ではあるまい。また、アカウミガメ・アオウミガメがの区別をせずに「永田いなか浜のウミガメ」とするのは観光資源の表記としては不適當である。

9. 植物では B ランクをアウトプットすると 64 件の動植物園・水族館の資源が出現する。これは 19. 動植物園・水族館の全件に相当する。システム上の不備と思われるが、同時に監修する側の責任でもある。公開前に、全項目をチェックしたのであろうか。

12. 神社・寺院・教会では 2014 年版になって初めて教会が加えられたが、キリスト教だけにとどまっているのは不足で。最低でもムスリム向きに東京ジャーミイを加える必要がある。

13. 城跡・城郭・宮殿では、S ランクの「江戸城跡」を指摘しておきたい。「皇居」としてミシュラン、ロンリープラネットに漢字で記載されているものをことさらに「江戸城跡」とする必要があるのか。どうしても「江戸城跡」としたければ 11. 史跡に移せば良いことである。各資源の表記は城跡、城、城址となっているがそれぞれの区分の説明がない。1999 年版に白村江の戦い後（7 世紀後半）に建設された古代山城を加えたようであるが、大野城の前年（664）に建設された「水城」が脱落している。歴史的知識の不足である。また、屋嶋城が B ランクの先頭に、屋島城が B ランクの最後から 2 番目に記されているが後者が誤りである。これも校正ミスと思われる。

15. 郷土景観については、「地域風土が織りなす人との営みがうかがえる」・「人が織りなす風景やその土地の産業景観などを中心として」<sup>(37)</sup>整理・拡充したとのことであるが、「景観」にはそこまでの意味はないのではないか。特に A ランクの「お遍路さんのお接待」は宗教的側面を持つものであり、これを観光資源とするなら「お遍路」は観光資源ではないのか。ミシュラン、ロンリープラネットともに *henro*、*Shikoku's 88 Temple pilgrimage* として紹介していることは「観光市場のグローバル化」を示しているのではないのか。

17. 建造物は歴史的建造物と現代建造物を合わせたため、内容が分かりにくくなっている。建造物としての価値を認めるのはかまわないが、項目 13. でわざわざ「宮殿」を設けたのになぜ迎賓館赤坂離宮を含めていないのか。さらに、項目 12. で教会を新設したのにカトリックの東京大司教区司教座たるカトリック関口教会を掲載せず、建造物として東京カテドラル聖マリア大聖堂のみを取り上げるのは宗教に鈍感な国民性であることを示していないか。

18. 年中行事ではまず S ランクのトップにある「青森のねぶた・ねぶた」（青森市）という誤った記述を指摘しておきたい。「ねぶた」は青森市・五所川原市等で「ねぶた」は弘前市である。ロンリープラネットでも *Nebuta Matsuri (Aomori) / Neputa Matsuri (Hirosaki)* と書き分けており、ここでも「観光市場のグローバル化」に追い付いていないようである。

24. との整合が取れていない点については上記 5. (2) を参照。

19. 動植物園・水族館は表題の記述について指摘しておく。動植物という表記はあるが、「園」がつけば「動植物園」という表記にはならない。全国で約 140 箇所の動物園があるが、「動植物園」の名を冠しているのは、市川市動植物園、豊橋市総合動植物公園、東山動植物園（名古屋市）、福岡市動植物園、西海国立公園九十九島動植物園（佐世保市）のわずか 6 か所である。「日本動物園水族館協会」はあっても、植物園はそれに加盟していない。「動物園・植物園・水族館」か、「動、植物園・水族館」であろう。知識不足か校正ミスか不明であるが、早急な訂正が望ましい。

20. 博物館・美術館については定義に、「歴史的資料・科学的資料や芸術作品（絵画、彫刻、工芸品等）を収集、保存、展示する施設。および歴史的事象などの記録、保存等のために作られた園地」<sup>(38)</sup>とあるが、広島平和記念公園では会議場およびレストハウスも含まれており、それらを博物館施設に加えることは不適當ではないか。沖縄平和祈念公園でも園路広場、多目的広場が含まれ、全域を博物館施設に含めることは無理がある。長崎の平和公園に至ってはサッカー場まで含まれており、これを博物館施設とはとうてい見なせない。定義を見直すか、建物等に絞って設定すべきではなかろうか。

## 6. まとめと今後の課題

インバウンド・ツーリズムの教材として、外国人観光客に人気のスポットを調べると、まったく予想外のものが出て驚かされることが随分あった。彼我の感性の違いから「見せたいもの」と「見たいもの」の乖離はあるのは当然であるが、そこから「見せたいものが見たいものとは限らない」という事を悟るだけでなく、「どのようにすれば見てもらえるか」を考え出すことも必要ではないだろうか。従来、『観光資源台帳』の独善的とも思えるランク付けに疑問を持ち続けてきたが、今般の一般公開を機に、内容の検討を試みることにした。公開されたばかりであるので初期故障ともいべきミスが散見されたが、それは順次訂正していけば解決できることである。問題は観光資源の選択基準である。観光資源の分類はデータに名称をつけて分類すれば事足りりとするものではなく、ある思想・哲学を以て考察することが不可欠ではないだろうか。そこで、従来顧みられることのなかった井上萬壽蔵の先駆的研究を掘り起し、井上の観光資源分類表と『観光資源台帳』との比較を試みた。もちろん、井上の試みは一つの方法論であり、まだまだ観光資源は発見・工作・開発されていくであろうし、消滅していくものもある。ユネスコの世界遺産や無形文化遺産の指定など、時代とともに評価が変わることも考えられる。そうした時代・環境の変化に対応できる観光資源分類を行うことが本当に求められることではないだろうか。

拙稿「戦前の英文ガイドブックに見る金沢（石川）の観光資源について」<sup>(39)</sup>は金沢（石川県）という特定地域についてではあるが、明治期から戦前にかけて発行された英文ガイドブックに観光資源がどのように紹介されてきたかを調査したものであった。外国人が書いた少数のものを除けば日本人が「見せたいもの」がそこにはあった。本稿でもしばしば触れたが、ミシュラン・グリーンガイド、あるいはロンリープラネットでの評価との比較は日本の観光資源の再評価にもつながり、観光資源を磨くための有効な手段であると思われる。今後は地域を日本全体に拡げて調査・比較を行っていきたいと考える。

### 〔補注〕

- (1) 城西国際大学紀要 16 卷 6 号、2008
- (2) 横浜市立大学論叢、社会科学系列 68 卷 2 号、2017
- (3) 参考文献 1) p.11
- (4) 参考文献 2) pp.8-9
- (5) 参考文献 3) p.200
- (6) 参考文献 4) 観光資源の定義
- (7) 参考文献 5) pp.2-3
- (8) 参考文献 5) p.69
- (9) 参考文献 6) 上田蔵書、国立国会図書館には収蔵されていない。タテ 222 mm、ヨコ 149 mm、243 頁の謄写版印刷である。
- (10) 井上は昭和 14（1939）年 11 月 21 日の『観光』の座談会を国際観光局の最後の仕事としたようである。それは昭和 15（1940）年 1 月発行の『観光』8 卷 1 号の「編集後記」に「井上庶務課長が観光局を去られた。」とあることから推定される。
- (11) 日本民藝協会は昭和 9 年結成、日本民藝館は昭和 11 年開館である。民藝についての関心は井上より優れていると言える。
- (12) この時期の英文ガイドブック類については拙稿「戦前の英文ガイドブックに見る金沢（石川）の観光資源について」

て」(星稜論苑 42 号 pp.1-18、2014) 参照。

- (13) 参考文献 3) p.190 および p.202
- (14) 参考文献 3) p.200
- (15) 参考文献 7) pp.43、44
- (16) 参考文献 8) p.21
- (17) 参考文献 8) p.21
- (18) 参考文献 3) p.206
- (19) 参考文献 2) pp.7-9
- (20) 第 59 回帝国議会貴族院「国立公園法案特別委員會議事速記録第一號」p.1
- (21) 前掲 2. 参考文献 1) p.11
- (22) 参考文献 8) p.21
- (23) 参考文献 6) pp.41-58
- (24) これは僭称であって、法律で定めたものではない。柔道も剣道もいずれも「国技」と言えるものである。
- (25) 参考文献 6) p.201
- (26) 参考文献 6) p.206「全国中等学校野球大會」「西宮市」「四月及ビ八月」と書かれている。
- (27) 参考文献 8) p.21
- (28) 広島東洋カープ、読売ジャイアンツ、福岡ソフトバンクホークス、埼玉西武ライオンズ、オリックス・バファローズ
- (29) いわゆる「日本ダービー」であって、こちらが人口に膾炙しており、いまどき「東京優駿」など死語に等しい。
- (30) BOAT RACE オフィシャルウェブサイト、<http://www.boatrace.jp/>、アクセス 2017.11.01
- (31) 参考文献 8) p.24
- (32) 文化財オンライン、<http://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/218920>、アクセス 2017.11.01
- (33) 参考文献 6) pp.217-225
- (34) 参考文献 8) p.25
- (35) 参考文献 8) p.21
- (36) (公財) 日本離島センター、しましまネット。<http://www.nijinet.or.jp/info/faq/tabid/65/Default.aspx>、アクセス 2017.11.01
- (37) 参考文献 8) p.21
- (38) 参考文献 8) p.24
- (39) 『星稜論苑』42 号、pp.1-17、2014

#### [参考文献]

- 1) 『国際観光』4 卷 2 号、1936、財団法人国際観光協會
- 2) 『国際観光』4 卷 3 号、1936、財団法人国際観光協會
- 3) 『美しき日本』、1999、財団法人日本交通公社
- 4) 『観光資源台帳』、2014、公益財団法人日本交通公社、公開 2017 (年 7 月 20 日)  
<https://www.jtb.or.jp/research/theme/resource/tourism-resource-list>
- 5) 井上萬壽藏、1940、『観光讀本』、無何有書房
- 6) 『観光資源資料』、1939 国際観光局
- 7) 『観光文化』234 号 PDF 版、2014、公益財団法人日本交通公社
- 8) 『観光文化』222 号 PDF 版、2014、公益財団法人日本交通公社